

そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： タイ新投資奨励政策とアジア諸国のタックスインセンティブ

昨年 12 月にタイ投資委員会（BOI）が新投資奨励政策を発表し、2015 年 1 月 1 日以降の申請から適用されています。近年、アジア諸国に進出する日本企業が増加していますが、中でも日本からの進出先国として上位を維持しているタイの投資奨励政策の改正は、多くの日本企業に影響を与えると考えられます。そこで、タイの新投資奨励政策を中心に、その他のアジア諸国における投資奨励制度を概観してみます。

### 1. 旧制度との違い

旧制度と新制度との大きな違いは、旧制度の奨励対象業種から多くの業種が除外されたことと、ゾーン別の恩典が廃止されたことです。

新制度では、(1)業種別による投資恩典（Activity-based Incentive）と(2)メリットによる追加投資恩典（Merit-based Incentive）の 2 種類となりました。

奨励対象となる業種 7 区分（①農業および農産品、②鉱業、セラミックス、基礎金属、③軽工業、④金属製品、機械、運輸機器、⑤電子・電気機械産業、⑥化学工業、紙及びプラスチック、⑦サービス、公共事業）に変更はありませんが、個々の業種ごとにグループ A（A1 から A4）とグループ B（B1 から B2）に分類され、恩典の内容は業種の重要度に応じてグループごとに定められています。

メリットによる追加投資恩典は、国や産業発展に貢献する活動に対する投資を奨励するために追加的に付与されるもので、具体的には、①国の競争力向上、②地方への投資分散、③産業地区の開発に寄与する投資に対して、それぞれ恩典の内容が定められています。

### 2. 新制度の恩典内容

|    | 業種に基づく恩典         |                                                                                                     | メリットベースの恩典                              |                               |                                    |                         |
|----|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 区分 | 法人税免除            | その他                                                                                                 | 競争力向上                                   | 地域分散                          |                                    | 産業地区開発                  |
|    |                  |                                                                                                     | 一定割合または一定額以上の研究開発や研修等を行った場合             | 所得が低い投資奨励地域、特別経済開発区等に立地した場合   |                                    | 工業団地または奨励される工業地区に立地する場合 |
| A1 | 8 年（免税額の上限なし）    | ・機械の輸入関税の免除（B2 を除く）<br>・輸出向け生産品の原材料および資材の輸入関税 1 年免除（期間延長あり）<br>・その他、税務以外の恩典（土地所有許可、ビザの優遇、外貨海外送金許可等） | —                                       | 法人税免除期間満了後、さらに 5 年間法人税を 50%免除 | ・運送費、電気代、水道代を 10 年間 2 倍控除<br>・増加償却 | —                       |
| A2 | 8 年（投資金額が免税額の上限） |                                                                                                     | 投資金額の 100% から 200%相当額の法人税免除上限増加         |                               |                                    |                         |
| A3 | 5 年（投資金額が免税額の上限） |                                                                                                     | 収入に対する一定の投資費用の割合に応じて、法人税の免除期間を 1～3 年間追加 | 法人税免除期間を 3 年間追加               |                                    | 法人税免除期間を 1 年間追加         |
| A4 | 3 年（投資金額が免税額の上限） |                                                                                                     |                                         |                               |                                    |                         |
| B1 | —                |                                                                                                     |                                         |                               |                                    |                         |
| B2 | —                |                                                                                                     |                                         |                               |                                    |                         |

（参照：BOI ウェブサイト [http://www.boi.go.th/index.php?page=boi\\_event\\_detail&topic\\_id=12468](http://www.boi.go.th/index.php?page=boi_event_detail&topic_id=12468)）



## 3. その他アジア諸国のタックスインセンティブ

|                | インドネシア                                | ベトナム                                                | フィリピン                                        | マレーシア                                     | シンガポール                           |
|----------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------|
| 法人税率           | 25%                                   | 22%                                                 | 30%                                          | 25%                                       | 17%                              |
| 法人税免除期間        | 5年間から10年間（免除期間後2年間 法人税率50%軽減）         | 産業、プロジェクト内容により、10年間以上10%もしくは20%の優遇税率、2年間もしくは4年間免税など | ・4年間から6年間（申請により最長8年間まで延長可能）<br>・免除期間後5%の特別税率 | 産業、プロジェクト内容により、5年間から10年間、法定所得の70%-100%が免税 | 最長15年間                           |
| 根拠法令           | 2011年8月15日付財務大臣規定第130号                | 共通投資法                                               | 経済特区法                                        | 投資促進法                                     | 経済拡大奨励法                          |
| 適用要件（地域・産業の限定） | パイオニア産業（基礎金属、基礎有機化学、機械、再生資源、通信機器の5分野） | ・奨励投資分野（大きく8分野）<br>・奨励投資地域                          | ・経済特区（エコゾーン）<br>・PEZA登録企業                    | ・奨励事業<br>・奨励製品                            | パイオニア企業、特定適格サービス提供企業（政府の裁量により決定） |
| 間接税優遇          | —                                     | 一定の物品の輸入関税・輸入税免除、付加価値税免除                            | 輸入関税、輸出税、埠頭税、関税、国内購入品に対するVAT免税               | —                                         | —                                |
| 許認可機関          | インドネシア投資調整庁（BKPM）                     | —                                                   | フィリピン経済特区庁（PEZA）                             | マレーシア投資調整庁（MIDA）                          | 経済開発庁（EDB）                       |

**お見逃しなく！**

タイの法人税率は原則30%ですが、時限措置により、現在は20%の軽減税率が適用されています。また、ベトナムの法人税率は2016年から20%に、マレーシアは2016年から24%に引き下げられる予定ですが、一方で2015年4月から6%のGSTが導入される予定です。